

新潟市西川社会福祉センター 令和8年度 事業計画書

令和8年3月24日

1. 経営理念・経営方針

【基本理念】

社会福祉法人新潟南福祉会に勤務する私達は、日常の職務を遂行するにあたり、次の事項を念頭におきながら利用者が明るく楽しい生活をおくることができるよう努めていくことを誓います。

- 1 質の高い介護サービスの提供に努めます
- 2 地域とともに歩み開かれた施設を目指します
- 3 創意と工夫の提案で経営の安定化に寄与します
- 4 安全運転に徹し自動車事故防止に努めます

当法人は、旧西蒲原郡北部6町村（西川町、黒埼町、潟東村、味方村、月潟村、中之口村）の共同出資により平成6年7月に設立された法人であり、福祉分野を専門とし地域に根ざした事業運営を行っています。事業運営は堅実であり、提供する福祉サービスの質の向上や事業内容の透明性の確保を図り、地域福祉の増進に努めることを経営原則にしています。

第1種・第2種の社会福祉事業に加え、公益を目的とする事業として、新潟市地域包括支援センター事業や西川圏域の支え合いのしくみづくり事業の受託など、誰もが住み慣れた地域で個人の尊厳を保ちつつ自立し、安心して安全に暮らすことができるよう支援することを目的として活動、事業運営することで地域の信頼を得てきました。

施設の設置目的を十分に理解し、公の施設管理運営の責務を認識して、適正かつ的確に利用者の平等を確保した管理運営を行います。

2. 指定管理業務に係る事業計画（運営方針など）

新潟市西川社会福祉センター条例及び同施行規則、指定管理者業務仕様書にもとづき、公の施設管理運営の責務を認識して市民サービス向上や平等の確保など適正な管理運営に努めます。

(1) 運営方針

① 施設の運営に関する業務

- ア 地域交流の場、福祉関係団体やボランティアの交流の場として、利用者が快適に利用できるよう適切な助言や指導、施設案内、苦情要望等への対応を行います。
- イ 高齢者や障がいのある人も分け隔てなく、利用者の気持ちに沿った対応ができる福祉に精通した知識を持つよう研修を行った職員を配置します。
- ウ ボランティア室または会議室の貸し出しについて、条例等にもとづき利用許可申請、変更、取り止めの届け出に必要な書類を整備し、利用者の申し出に応じて記入方法の説明を丁寧に行い適切に処理します。

② 施設の管理に関する業務

- ア 適切な方法で施設内の美観及び衛生を常時保つために、定期清掃、ごみ収集等について専門業者へ再委託します。施設内の日常清掃の他、施設敷地内の除草作業、外構設備の清掃を適宜行い、美しい施設内外の環境を維持します。
- イ 警備業務について、開館時間中は職員による来館者の確認や施設内巡回を行い、不審者の入場や迷惑行為防止に努めます。開館時間外は自動警報警備（機械警備）により専門業者へ再委託します。
- ウ 利用者が安全で快適に施設を利用できるよう消防設備、浄化槽、自動ドア等、特殊な技術や資格を要する設備の保守点検は専門業者へ再委託し、設備の正常稼働、予防保全に努めます。

- エ 再委託する場合は、事前に新潟市へ再委託に関する承認申請を行い、受託業者に対して業務仕様書に定められた留意事項を遵守するよう指導を徹底します。
- オ 当法人の経理規則により、契約書の種類・金額に応じた一般競争入札等の基準を定めているほか、随意契約となる場合でも複数業者からの見積もり合わせや、法人内他施設の契約・購入とあわせてスケールメリットによる管理経費の削減に努めます。

(2) 集客計画・利用者見込み

法人ホームページや広報誌により西川社会福祉センターの利用について広く周知し、年間延べ2,600人以上の利用を見込みます。

3. サービス内容（開館時間、休館日設定）

(1) 開館時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 休館日設定

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・年末年始（12月29日から1月3日）

4. 組織・人員体制

(1) 現在雇用している職員2名による交替勤務で引き続き管理運営を行います。

(2) 職員には社会福祉法人職員として、福祉関係団体、ボランティア、高齢者、障がい者等が多く利用する施設に対応した研修を行い配置します。また、指定管理業務全般について関係法令及び指定管理者業務仕様書にもとづいた内容で業務マニュアルを作成し、個々の事例に対して適切に処理できるよう職員に対して指導します。

(3) 緊急時や非常時には、センター内に事務局を置く新潟市地域包括支援センター西川の職員（社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、保健師1名 計4名）や近隣の特別養護老人ホーム花見の里の職員が支援します。

5. 雇用・労働条件

(1) 労働基準法等関係法令にもとづき就業規則等を整備しています。また、法改正に順じて適宜規則を改正し遵守しています。

- ① 雇用形態 非常勤・雇用期間1年単位の更新制
- ② 勤務時間 8時30分から17時30分まで（うち休憩60分）
- ③ 勤務日数 週2～3日
- ④ 所定労働時間に応じて、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
- ⑤ 年1回の定期健康診断実施など

(2) セクハラやパワハラをはじめとした各種ハラスメントに対応するため、ハラスメント対策委員会を設け、ハラスメント防止の方針の明確化と周知・啓発、苦情相談体制の整備、ハラスメント研修の実施などハラスメント対策強化に取り組んでいます。

(3) 弁護士・社会保険労務士と顧問契約を結び、法令を守り、労働者の権利を守り働き続けるための助言を得て労働環境の改善に努めています。

6. 安全確保及び緊急時の対策

- (1) 防火管理者を選任して施設の防災及び危機管理業務にあたります。また各種災害発生に備え、緊急連絡網や防災対応マニュアルを作成し、緊急時の連絡体制や役割分担を明確にして職員へ周知します。消防署立ち合いのもと隣接施設と連携した避難訓練を定期的実施し、訓練を通じて初期対応の重要性と平常時からの防災対策の意識づけを行います。万が一火災発生等、非常時には利用者及び職員の身体生命の安全確保を最優先とし、隣接施設の利用者及び職員、近隣住民と連携した行動をとるよう指導します。
- (2) 施設内で怪我人や体調不良者が出た場合は適切な応急処置を行い、速やかに市所管課へ報告します。また指定管理者の過失、施設の瑕疵により利用者等に対して損害賠償を行う必要が生じる場合に備えて、損害賠償責任保険に加入します。
- (3) 地震や風水害等の自然災害発生時には、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め協力して利用者及び近隣住民の安全確保に努めます。
- (4) 緊急時の応援体制としては、施設職員のほか、近くに居住している法人職員が駆けつけることも可能ですし、必要があれば法人として備蓄している保存食の提供も可能です。
- (5) 夜間の防犯対策として警備会社の機械防犯システムを導入しています。
- (6) 新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症について、基本的な感染症対策を徹底して行い予防に努めます。

7. 要望・苦情への対応

- (1) 利用者からの要望や苦情はサービス改善の契機と捉えて、窓口、電話、電子メール、投書箱の設置など様々な方法で受け付け、内容を職員内で共有して速やかに改善に向けて対応することで利用者の満足度・利便性を高めます。受け付けた要望や苦情は、個人が特定されることがないように配慮しながら内容、対応方法、結果について公開するとともに、新潟市へ報告します。なお、法人では苦情解決マニュアルを整備し、一定の客観性と専門性を確保するため苦情解決第三者委員を選任しており、解決に向けた助言を受けられる体制をとっています。
- (2) 利用者の意見や要望を把握し、施設運営に反映させること等を目的として利用者アンケートを年1回実施します。アンケート結果と改善策、反映状況を施設内に掲示するとともに新潟市へ報告します。
- (3) 業務報告書をもとに指定管理業務の実施状況、施設の利用状況、苦情や要望の件数、収支状況等を把握して自己分析・評価を行い、管理運営の見直しや業務の改善に努めます。

8. 個人情報の取り扱い・コンプライアンス

- (1) 新潟市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱にもとづき、法令遵守責任者を選任して届出を行い、コンプライアンスを徹底しています。
- (2) 個人情報保護法及び厚生労働省ガイドラインに基づく個人情報取扱い事業者の義務を適正に遵守履行するため、「個人情報に関する基本規則」「個人情報取扱い規則」を整備し、個人情報の取り扱いについて定期的に研修会を開催して職員に周知徹底を図っています。
- (3) 就業規則で守秘義務やSNS使用ルール等の遵守事項を定めています。職員が業務上、知り得た個人情報やプライバシーに関する情報は、在職中ならびに退職後も外部に漏らさないように指導しています。個人情報が記録されている書類は第三者の知り得ない施設できる場所に適切に保管し、廃棄する場合は裁断または溶解処理するものとします。
- (4) 情報公開請求への対応は指定管理者業務仕様書の定めにもとづき新潟市の求めに応じて適切に行います。

9. 社会貢献活動等の実績（障がい者雇用、地域活動への参加など）

- (1) ハローワーク主催の障がい者面接会や雇用セミナーへの参加による雇用促進に取り組むとともに、障害者就業・生活支援センターらいふあっぷとの連携による定着化に努めています。
- (2) 法人内で雇用している障がい者職員数 10 名（リハビリ職 1 名、ケアマネ 1 名、事務職 2 名、清掃業務 3 名、介護補助 3 名）障害者雇用率 2.86%（基準 2.5%）
- (3) 公共交通機関の利用が困難な要介護高齢者を対象に福祉有償運送事業（低料金での白ナンバー個別輸送サービス）を行っています。
- (4) 西蒲警察署の助言のもと西川地域での犯罪抑止効果を目的として花見の里の車両に「防犯パトロール中」ステッカーを貼り、地域の見守り活動を行いながらご家庭への送迎や訪問を行っています。
- (5) 升潟小学校と児童の職場体験受入、合同防災訓練の実施、学校運営協議会への参加などの交流を行っています。